

1. 産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成25年度実績）による〕

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、66 政令市
 ②調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数

(2) 調査結果の概要

平成26年4月1日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で20,571施設（前年度20,771施設）となっており、前年度より200施設（前年度比約1.0%）減少している。（表1-1参照）

表1-1 産業廃棄物の処理施設数

区 分	施設数 (平成26年4月1日現在)		平成25年度分		
			新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	18,691	(18,829)	508	123	540
汚泥の脱水施設	3,063	(3,125)	42	12	90
汚泥の乾燥施設（機械）	238	(239)	5	2	8
汚泥の乾燥施設（天日）	78	(78)	0	1	0
汚泥の焼却施設	623	(621)	11	3	23
廃油の油水分離施設	251	(249)	10	4	6
廃油の焼却施設	664	(687)	11	3	28
廃酸・廃アルカリの中和施設	146	(143)	7	1	4
廃プラスチック類の破砕施設	1,869	(1,813)	89	20	35
廃プラスチック類の焼却施設	755	(792)	10	3	41
木くず又はがれき類の破砕施設	9,615	(9,594)	305	69	201
コンクリート固型化施設	32	(38)	0	0	6
水銀を含む汚泥のばい焼施設	9	(9)	1	0	1
シアン化合物の分解施設	117	(124)	2	1	8
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設	13	(13)	0	0	2
PCB廃棄物の焼却施設	2	(1)	1	0	0
PCB廃棄物の分解施設	18	(19)	4	0	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	15	(15)	0	0	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,185	(1,269)	10	4	86
最終処分場	1,880	(1,942)	14	18	54
遮断型処分場	24	(25)	0	0	0
安定型処分場	1,120	(1,164)	8	11	40
管理型処分場	736	(753)	6	7	14
合計	20,571	(20,771)	522	141	594

注) 1. ()内は前年度の調査結果

①中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 18,691 施設となっており、前年度との比較では 138 施設（前年度比 0.7%）の減少となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破碎施設が 51%、汚泥の脱水施設が 16%、廃プラスチック類の破碎施設が 10%であった。

新規に許可を受けた木くず又はがれき類の破碎施設は 305 施設あり、新規に許可を受けた施設の半分以上を占めている。また、新規に許可を受けた焼却施設は 12 施設であり、前年度と比べて 7 件の減少となった。（経年変化は図 1-1 参照）

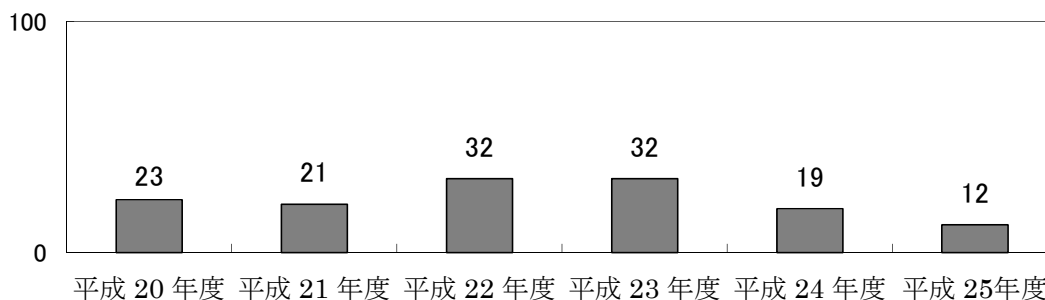
②最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 1,880 施設となっており、前年度との比較では 62 施設の減少となっている。

新規に許可を受けた最終処分場は 14 施設であり、前年度と比べて 2 施設減少となった。（経年変化は図 1-2 参照）

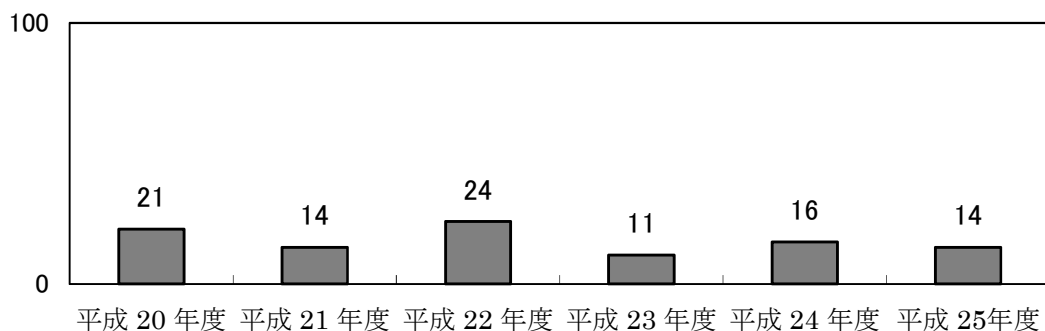
（参考）産業廃棄物処理施設の新規許可件数推移

図 1-1 焼却施設の新規許可件数



注) 焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も施設数で 1 としているため、表 1-1 の数値とは一致しない。

図 1-2 最終処分場の新規許可件数



2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成 25 年度実績）による〕

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、66 政令市
- ②調査内容 産業廃棄物処理業の許可件数

(2) 調査結果の概要

①産業廃棄物処理業の許可の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より 5,061 件減少し、201,875 件となっている。特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より 1,729 件減少し、20,624 件であった。

処理業許可件数が平成 23 年度以降大幅に減少したのは、平成 22 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可が合理化されたことが主な原因である。

(図 2-1、表 2-1 参照)

図 2-1 許可件数の経年変化

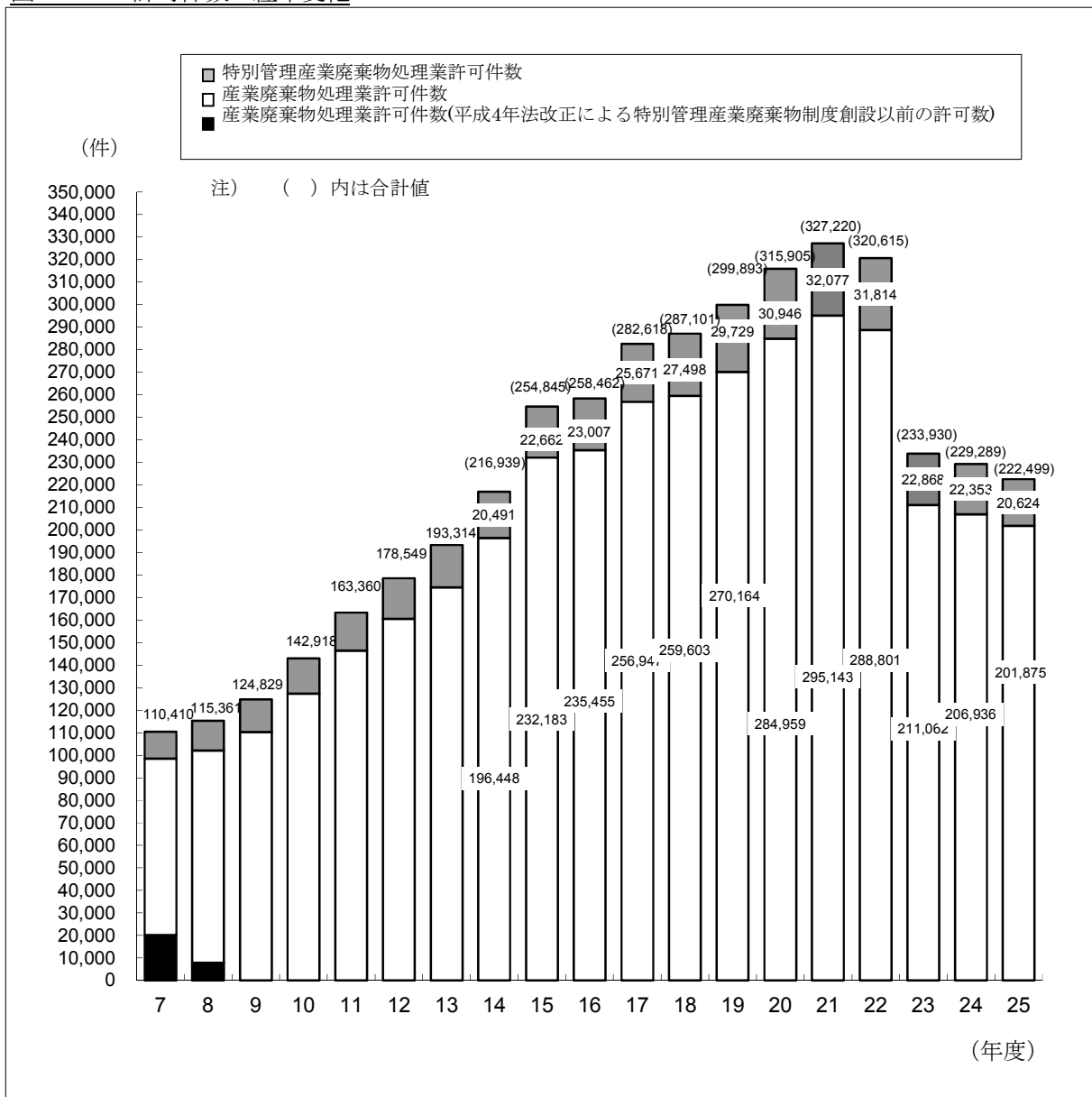


表 2-1 産業廃棄物処理業の許可件数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

許 可 件 数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
201,875	20,624	222,499

（内 訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	平 成 25 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	188,475 (193,459)	11,852 (12,724)	23,689 (20,890)
積替あり	8,567 (8,601)	188 (195)	1,467 (1,218)
積替なし	179,908 (184,858)	11,664 (12,529)	22,222 (19,672)
処 分 業	13,400 (13,477)	321 (352)	2,290 (2050)
中間処理のみ	12,491 (12,564)	312 (341)	2,145 (1935)
最終処分のみ	346 (332)	6 (5)	65 (41)
中間・最終	563 (581)	3 (6)	80 (74)
合 計	201,875 (206,936)	12,173 (13,076)	25,979 (22,940)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	平 成 25 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	19,782 (21,490)	1,096 (1,191)	4,165 (1,990)
積替あり	1,210 (1,201)	41 (39)	396 (110)
積替なし	18,572 (20,289)	1,055 (1,152)	3,769 (1,880)
処 分 業	842 (863)	29 (22)	287 (86)
中間処理のみ	766 (780)	28 (20)	258 (77)
最終処分のみ	51 (56)	1 (2)	9 (5)
中間・最終	25 (27)	0 0 0)	20 (4)
合 計	20,624 (22,353)	1,125 (1,213)	4,452 (2,076)

- 注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
 2. () 内は、前年度の調査結果である。

(ウ) 都道府県・政令市等の収集運搬業（積替なし）の許可件数

許 可 件 数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)			合 計
	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
全国計	201,875 (184,858)	20,624 (20,289)	222,499 (205,147)
都道府県計	176,307 (157,006)	17,556 (15,976)	193,863 (172,982)
政令市等計	25,568 (27,852)	3,068 (4,313)	28,636 (32,165)

- 注) 1. 都道府県・政令市等の収集運搬業（積替なし）の許可件数である。
 2. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
 3. () 内は、前年度の調査結果である。

③産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成 25 年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く）の届出件数は合計 2,216 件であった。（表 2-2 参照）

表 2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数（平成 25 年度）

廃 止 届 出 件 数		合 計
産 業 廃 棄 物 処 理 業	特別管理産業廃棄物処理業	
1,952	264	2,216

(内 訳)

	産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物
収 集 運 搬 業	1,711 (1,850)	233 (239)
積替あり	112 (96)	22 (15)
積替なし	1,599 (1,754)	211 (224)
処 分 業	256 (213)	31 (21)
中間処理のみ	235 (194)	30 (21)
最終処分のみ	14 (9)	0 (0)
中間・最終	7 (10)	1 (0)
合 計	1,952 (2,063)	264 (260)

- 注) 1. () 内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成 25 年度実績）による]

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、66 政令市
- ②調査内容 行政処分等

(2) 調査結果の概要

平成 25 年度における法第 18 条の報告徴収は 5,124 件（前年度 9,704 件）、法第 19 条の立入検査件数は、181,292 件（前年度 191,705 件）であった。

また、平成 25 年度における行政処分については、法第 14 条の 3 の 2（産業廃棄物処理業の許可取消し）と法第 14 条の 3 による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は 413 件（前年度 331 件）、法第 14 条の 6 による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は 26 件（同 29 件）、法第 15 条の 3 による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）と法第 15 条の 2 の 7 による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は 63 件（同 54 件）、法第 19 条の 3 の命令（改善命令）は 41 件（同 49 件）、法第 19 条の 5 の命令（措置命令）は 22 件（同 55 件）、法第 19 条の 6 の命令（措置命令）は 0 件（同 0 件）であった。（表 3-1 参照）

表 3-1 行政処分等の件数（平成 25 年度）

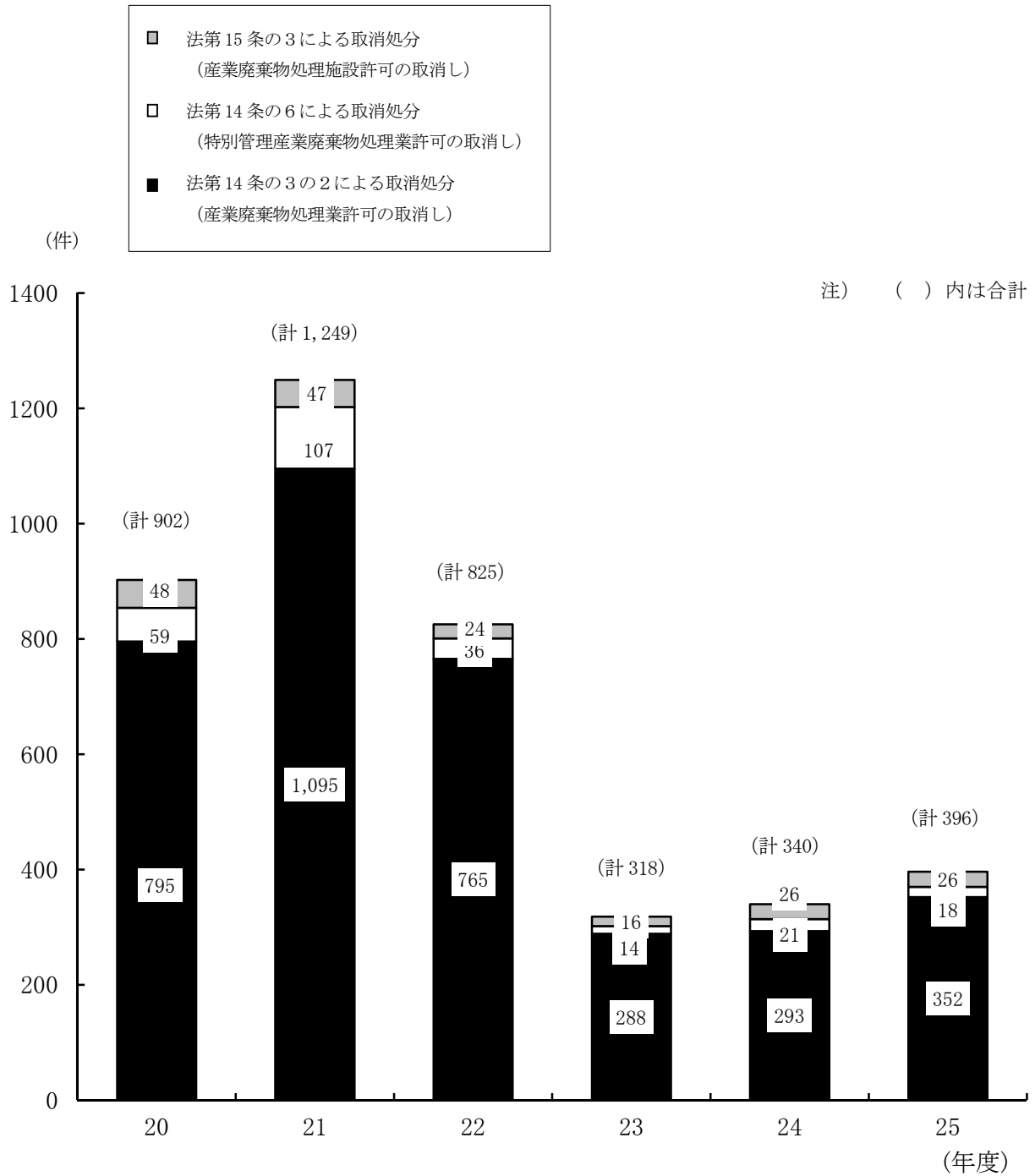
処分等の内容			件数		
立入検査等	法第 18 条の報告徴収		5,124	(9,704)	
	法第 19 条の立入検査		181,292	(191,705)	
管理票に関する 行政指導	法第 12 条の 6 の勧告		3	(5)	
	法第 12 条の 6 に係る指導		52	(135)	
行政処分	処理業	(産業廃棄物処理業)		413	(331)
		法第 14 条の 3 の 2 の処分	許可の取消し	352	(293)
		法第 14 条の 3 の処分	全部停止	59	(33)
			一部停止	2	(5)
		(特別管理産業廃棄物処理業)		26	(29)
		法第 14 条の 6 の処分	許可の取消し	18	(21)
			全部停止	8	(7)
	一部停止		0	(1)	
	処理施設	(産業廃棄物処理施設)		63	(54)
		法第 15 条の 3 の処分	許可の取消し	26	(26)
		法第 15 条の 2 の 7 の処分	改善命令	12	(13)
			停止命令	25	(15)
		事業者等	法第 19 条の 3 による処分	改善命令	41
法第 19 条の 5 による処分			措置命令	22	(55)
法第 19 条の 6 による処分	措置命令		0	(0)	

注) 1. () 内は、前年度の調査結果である。

【参考資料】

a) 取消処分の推移

図3-1 取消処分件数の経年変化



注) 1. 平成25年度の数值は、都道府県及び政令市に対し25年4月から平成26年3月末までの実績を調査した結果である。

b) 産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
中間処理施設	20,613	19,164	19,076	19,444	19,345	19,320	19,147	18,880	18,829	18,691
汚泥の脱水施設	6,666	4,810	4,221	3,935	3,774	3,532	3,383	3,208	3,125	3,063
汚泥の乾燥施設（機械）	238	242	248	245	244	243	246	245	239	238
汚泥の乾燥施設（天日）	78	73	74	71	70	67	89	99	78	78
汚泥の焼却施設	654	679	691	696	683	680	666	631	621	623
廃油の油水分離施設	265	256	253	258	260	258	265	247	249	251
廃油の焼却施設	635	639	668	691	699	680	675	694	687	664
廃酸・廃アルカリの中和施設	200	186	182	167	149	142	138	136	143	146
廃プラスチック類の破砕施設	1,161	1,286	1,411	1,575	1,649	1,738	1,777	1,792	1,813	1,869
廃プラスチック類の焼却施設	1,076	1,052	1,009	980	983	956	899	820	792	755
木くず又はがれき類の破砕施設	7,765	8,135	8,529	9,061	9,056	9,283	9,365	9,457	9,594	9,615
コンクリート固型化施設	43	40	37	36	36	35	34	33	38	32
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	8	8	8	8	8	8	10	9	9
シアン化合物の分解施設	216	194	182	177	161	151	135	130	124	117
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の 溶融施設	—	—	—	—	14	16	16	16	13	11
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2
PCB廃棄物の分解施設	18	16	17	20	19	17	17	18	19	18
PCB廃棄物の洗浄施設	13	16	13	13	11	11	12	13	15	15
その他の焼却施設	1,577	1,532	1,533	1,511	1,529	1,503	1,420	1,330	1,269	1,185
最終処分場	2,478	2,335	2,205	2,253	2,199	2,157	2,047	1,990	1,942	1,880
遮断型処分場	33	33	33	32	32	32	25	25	25	24
安定型処分場	1,484	1,413	1,382	1,361	1,326	1,283	1,244	1,201	1,164	1,120
管理型処分場	961	889	880	860	841	842	778	764	753	736
合計	23,091	21,499	21,281	21,697	21,544	21,477	21,194	20,870	20,771	20,571

c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成26年4月1日現在)

都道府県	中間処理施設	最終処分場	
		うち焼却施設	
北海道	1,314	138	297
青森県	458	71	25
岩手県	448	47	32
宮城県	451	41	25
秋田県	291	33	24
山形県	306	66	19
福島県	389	109	67
茨城県	372	123	44
栃木県	298	68	14
群馬県	413	72	36
埼玉県	609	122	3
千葉県	551	131	34
東京都	298	28	5
神奈川県	590	134	14
新潟県	623	124	42
富山県	521	100	31
石川県	200	27	22
福井県	143	45	11
山梨県	140	19	4
長野県	505	61	29
岐阜県	264	41	19
静岡県	912	164	183
愛知県	950	148	106
三重県	529	73	33
滋賀県	196	34	27
京都府	181	22	13
大阪府	297	73	12
兵庫県	598	137	46
奈良県	76	14	13
和歌山県	172	22	11
鳥取県	93	24	13
島根県	206	20	22
岡山県	445	101	38
広島県	515	131	88
山口県	422	112	72
徳島県	180	30	7
香川県	195	29	36
愛媛県	510	83	39
高知県	156	22	13
福岡県	726	102	59
佐賀県	215	29	42
長崎県	346	42	18
熊本県	348	42	34
大分県	314	55	47
宮崎県	294	41	63
鹿児島県	435	37	31
沖縄県	196	42	17
全国計	18,691	3,229	1,880

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
法第18条 報告徴収	35,349	33,582	23,425	13,866	15,786	13,777	13,779	9,570	9,704	5,124
法第19条 立入検査	125,332	161,203	180,291	196,144	198,326	198,697	182,544	183,832	191,705	181,292
法第12条の6 勸告	31	22	6	5	14	1	50	8	5	3
法第14条の3の2 許可の取消し	884	722	732	699	795	1,095	765	288	293	352
法第14条の3 停止命令	72	88	77	72	66	67	53	46	38	61
法第14条の6 許可の取消し	40	33	33	71	59	107	36	14	21	18
法第14条の6 停止命令	9	9	18	6	11	8	10	1	8	8
法第15条の3 許可取消し	21	42	40	34	48	47	24	16	26	26
法第15条の2の7 改善命令	44	38	22	17	24	17	14	14	13	12
法第15条の2の7 停止命令	22	28	18	14	13	16	15	13	15	25
法第19条の3 改善命令	107	100	71	54	40	47	38	37	49	41
法第19条の5 措置命令	85	75	59	55	16	28	30	13	55	22
法第19条の6 措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 産業廃棄物広域認定等に関する状況（平成26年度実績）について

（1）産業廃棄物広域認定の実績について

広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、従来、「広域再生利用指定制度」により、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進してきたところであるが、廃棄物の適正処理をより一層促進させるため、平成15年12月に従来の広域再生利用指定制度をより強化する形で「広域認定制度」が創設された。平成26年度における広域認定対象産業廃棄物ごとの回収量及び平成26年度における認定数は次に示すとおりである。

表4-1 産業廃棄物広域認定業者回収量（平成26年度実績）

対象産業廃棄物	回収量 (t)		認定数	
石膏ボード、石膏製品	324,521	(315,746)	2	(2)
窯業系サイディング	30,106	(32,843)	5	(4)
事務機器、情報通信機器又は情報処理機器	66,558	(51,949)	32	(31)
軽量気泡コンクリート	1,628	(1,670)	3	(3)
工業用研削砥石	546	(574)	5	(5)
鋳物砂	16,741	(16,685)	1	(1)
ロックウール	426	(909)	5	(5)
グラスウール	280	(207)	4	(4)
パーティクルボード	916	(783)	6	(6)
けい酸カルシウム板及びゾノライト系けい酸カルシウム	458	(561)	4	(4)
木毛セメント板	0	(0)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン	6,303	(6,608)	1	(4)
発泡スチロール	142	(56)	1	(1)
ポリオレフィン床材	0	(0)	2	(2)
金属樹脂複合板	71	(44)	2	(2)
木粉入樹脂製成形材	16	(18)	1	(1)
ポリエステル繊維製品（エコホーム）	500	(453)	27	(26)
表面保護フィルム	53	(57)	1	(1)
浸漬型膜分離装置	209	(197)	2	(2)
梱包用バンド	0	(0)	1	(1)
住宅設備機器	8,305	(7,973)	5	(5)
蛍光灯	18	(15)	1	(1)
高輝度放電灯及び紫外線発光放電灯	2	(1)	1	(1)
建築部材	155,879	(154,564)	11	(11)
原動機付自転車及び自動二輪車	583	(625)	18	(17)
FRP 船	303	(305)	1	(1)
小形充電式電池	1,135	(1,136)	1	(1)
密閉型鉛蓄電池、開放型鉛蓄電池、開放型アルカリ蓄電池、電源装置、ハイブリット車両用電池ユニット	17,121	(19,289)	6	(6)

陶器瓦	0	(0)	1	(1)
プラスチック製品	654	(692)	5	(5)
吸収冷温水機、冷却塔、ファンコイルユニット、太陽熱温水器（集熱器）	903	(1,050)	1	(1)
ナイロン6製産業用ネット	0	(0)	1	(1)
透析用監視装置、透析液供給装置及び透析装置	2	(8)	1	(1)
消火器	11,815	(12,098)	1	(1)
UVランプ	1	(2)	1	(1)
マットレス	0	(25)	1	(1)
環境試験器	36	(43)	1	(1)
プレフロアーシステム	240	(119)	1	(1)
発泡プラスチック断熱材	21	(19)	1	(1)
ゴムクローラー	219	(262)	1	(1)
紙製コンクリート型枠用堰板	0	(0)	1	(1)
道路交通安全製品	17	(0)	1	(1)
仮設用照明機器等	32	(23)	1	(1)
ビニル床タイル等	16	(8)	1	(1)
電子部品製造装置	2	(1)	1	(1)
プラスチック製雨樋	7	(0)	1	(1)
農産物低温貯蔵庫	4	(4)	1	(1)
気泡緩衝材等	0	(0)	1	(1)
脱塩ビホース	0	(0)	1	(1)
木質繊維板	20	(0)	1	(1)
ボタン電池	4	(4)	1	(1)
清涼飲料水	11,644	(6,491)	2	(2)
ぱちんこ遊技機	10,143	(13,183)	1	(1)
システムキッチン	1,149	(1,277)	1	(1)
クリーニング用ハンガー製品	16	(41)	1	(1)
コンクリート製鉄道資材	0	(0)	1	(1)
ナトリウム・硫黄電池	0	(0)	1	(1)
繊維製品	50	(0)	4	(3)
携帯電話	137	(157)	1	(1)
ポリエチレン製の容器	1	(3)	1	(1)
コンクリート製ポール	7,702	(7,463)	1	(1)
フェノール樹脂積層板	353	(357)	1	(1)
ポリエチレンタンク及びポリエチレンコンテナ	0	(0)	1	(1)
プラスチック製店頭什器	0	(0)	1	(1)
超高圧水銀ランプ	2	(1)	1	(1)
真空ポンプ	4	(1)	1	(1)
タイルカーペット	10	(13)	1	(1)
医療・介護用品	352	(346)	1	(1)

カーテン	3	(0)	2	(1)
発煙筒	600	(380)	1	(1)
リチウムイオン電池	0	(0)	1	(1)
陶磁器食器	1	(0)	1	(1)
コンクリート柱	11,207	(0)	1	(1)
レジンコンクリート	1	(0)	1	(1)
人工大理石	80	(0)	1	(-)
コンクリート構造物用目地板	0	(0)	1	(-)
合計	690,266	(657,339)	210	(202)

注) 1. () 内は、前年度の実績である。

(2) 産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不要とする「再生利用認定制度」が設けられている。平成26年度におけるこの認定制度による再生利用の実績は次のとおりである。

表4-2 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成26年度)

再生利用の内容	再生利用量 (t)	再生品数量 (t)	再生に伴い生じた 廃棄物の数量 (t)	認定 業者数
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用	38,247 (48,164)	16,311,906 (17,734,707)	0 (0)	18 (19)
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	1,570 (1,157)	1,404 (1,060)	29 (23)	5 (5)
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品(ゴムと鉄を原料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。)を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
廃肉骨粉(化製場から排出されるものに限る。)に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用	14,725 (15,018)	5,230,540 (11,179,013)	0 (0)	15 (15)
鉱物又は鉱物の製錬若しくは精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する製鉄の用に供する施設において、金属を含む廃棄物から金属を再生品として得る	74,776 (78,283)	42,835 (43,718)	0 (0)	2 (2)
合計	129,318 (142,622)	21,586,685 (28,958,498)	29 (23)	41 (42)

注) 1. () 内は、前年度の実績である。

2. 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する実績及び廃肉骨粉(化製場から排出されるものに限る。)に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用する実績については一般廃棄物の実績も含む。

5. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成 25 年度実績）による〕

(1) 最終処分場の残存容量（平成 26 年 4 月 1 日現在）

最終処分場の残存容量は約 17,181 万 m³ であり、前年度から約 1,090 万 m³（約 6.0%）減少した。

表 5-1 最終処分場の残存容量（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(単位: m³)

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		9,860 (9,999)
安定型処分場	総数	67,099,134 (70,635,076)
管理型処分場	総数	104,700,609 (112,068,866)
	うち海面埋立	39,007,708 (41,493,449)
計		171,809,603 (182,713,941)

- 注) 1. 法第 15 条第 1 項の許可を受けた施設である。
 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
 3. () は、前年度の調査結果である。

(2) 最終処分場の残余年数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

平成 25 年度の最終処分量及び平成 26 年 4 月 1 日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では 14.7 年であるが、首都圏では 5.2 年と依然として厳しい状況にある。

表 5-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	最終処分量 (万 t)	残存容量 (万 m ³)	残余年数 (年)
全国	1,172 (1,312)	17,181 (18,271)	14.7 (13.9)
首都圏	331 (293)	1,714 (1,833)	5.2 (6.3)
近畿圏	158 (177)	2,732 (2,671)	17.3 (15.1)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
 2. 残余年数＝残存容量／最終処分量とする。(t と m³ の換算比を 1 とする)
 3. () 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

